

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (中央創造) 一
- " " " " ( ) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る告示 (東部創造) 二
- " " (東部創造) 二
- " " (北部創造) 二
- 県庁舎等の清掃・警備等業務委託 (本庁(第二庁舎)地区)に関する落札者の公示 (管財課) 三
- 県庁舎等の清掃・警備等業務委託 (東E地区)に関する落札者の公示 ( ) 三
- 行田市都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課) 三
- 川口市都市計画生産緑地地区の変更 ( ) 三
- 貸金業者の業務の停止 (金融課) 三
- " " " " ( ) 四
- 三田ヶ谷土地改良区の役員就退

### 任届

(加須農林)

- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 四
- 測量法に基づく公共測量の実施 ( ) 五
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 五
- 桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 五
- 鴻巣都市計画三ツ木地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課) 五
- 建築士事務所の監督処分 (建築指導課) 五
- " " ( ) 五
- 開発行為に関する工事の完了公告 ( ) 六
- " " ( ) 六
- " " ( ) 六
- 住宅地造成事業に関する工事の完了公告 ( ) 六
- 教育関係庁舎清掃・警備業務に

### 関する落札者等の公示

- 県道金明町鳩ヶ谷線の区域の変更 (教委・財務課) 六
- 更 (さいたま県土) 七
- 県道金明町鳩ヶ谷線の供用の開始 ( ) 七
- 建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定 (飯能県土) 八
- 開発行為に関する工事の完了公告 ( ) 八
- 県道吉場安行東京線の区域の変更 ( ) 八
- 更 (越谷県土) 八
- 県道川口草加線の区域の変更 (越谷県土) 九
- 県道春日部松伏線の区域の変更 ( ) 九
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更 ( ) 九
- 更 ( ) 一〇
- 県道蓮田鴻巣線の区域の変更 (杉戸県土) 一〇
- 技能教育のための施設の廃止 (高校教育指導課) 一一

## 告示

### 埼玉県告示第八十五号

に供する。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧

平成二十年一月二十二日  
埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日  
平成二十年一月十一日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ケアたつ

三 代表者の氏名  
松浦 龍白

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川口市元郷一丁目十番一号エ

五 リール一〇一号

この法人は、高齢者や障害者が地域で生活するためのさまざまな障壁に関する調査・研究、並びに相談・援助を通じて、健常者・高齢者・障害者がと

もに生活しているというあたりまえの  
地域社会の創造を目指す。

埼玉県告示第八十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第二十五条第四項の規定により  
定款の変更の認証を受けようとする特定  
非営利活動法人から、次のとおり申請書  
が提出されたので、同条第五項において  
準用する同法第十条第二項の規定により  
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を  
申請のあった日から二月間、総務部NP  
O活動推進課及び埼玉県中央地域創造セ  
ンターにおいて備え置く方法並びにイン  
ターネットを利用する方法(埼玉県NP  
O情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供す  
る。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むさしうらわ街  
ネット

三 代表者の氏名

田中 和義

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区沼影一丁目七  
番六号沼影ビル三〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、街づくり活動を通し  
て、地域社会の振興と福祉の拡充や、  
豊かな心身の育成を目標に掲げ、少子  
高齢化に対応した老若男女が、地域の  
環境整備によって、あらゆる事を尊重  
し、共生と融和が図れるような社会の  
確立を目指した団体の支援活動を行う  
とともに自らも活動をし、それらとの  
ネットワーク育成を行い、もって  
社会全体の利益の増進に寄与すること  
を目的とする。

埼玉県告示第八十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、  
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書を申請のあった日から二月間、総務部  
NP O活動推進課及び埼玉県東部地域創  
造センターにおいて備え置く方法並びに  
インターネットを利用する方法(埼玉県  
NP O情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供す  
る。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の  
名称

特定非営利活動法人クリーンアップ  
こしがや

三 代表者の氏名

植竹 清

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東町三丁目二百十八番  
地一

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の  
名称

特定非営利活動法人クリーンアップ  
こしがや

三 代表者の氏名

植竹 清

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東町三丁目二百十八番  
地一

五 定款に記載された目的

この法人は、先人から受け継いだ豊  
かな自然と環境を守りながら、安全で  
住みよい街づくりに寄与することを目  
的とする。

埼玉県告示第八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、  
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書を申請のあった日から二月間、総務部  
NP O活動推進課及び埼玉県東部地域創  
造センター行田支所において備え置く方  
法並びにインターネットを利用する  
方法(埼玉県NP O情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦  
覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の  
名称

特定非営利活動法人さくらメイト  
高橋 豊

三 代表者の氏名

高橋 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市桜町三丁目七番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等の地  
域住民に対し、福祉サービスを提供す  
ると共に、子育てに関する支援活動  
を行い、地域の福祉向上に寄与すること  
を目的とする。

埼玉県告示第八十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律  
第七号)第十条第一項の規定により特定  
非営利活動法人を設立しようとする者か  
ら、次のとおり申請書が提出されたの  
で、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、  
設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及  
び翌事業年度の事業計画書及び収支予算  
書を申請のあった日から二月間、総務部  
NP O活動推進課及び埼玉県北部地域創

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十年一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の  
名称

特定非営利活動法人さくらメイト  
高橋 豊

三 代表者の氏名

高橋 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市桜町三丁目七番十号

造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/))のみの縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人熊谷市身体障害者福祉会

三 代表者の氏名

竹内 岩雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市上之千三百七七番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、熊谷地域の障害者や高齢者に対し、「ふれあいと健やかな交流の場」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

清掃及び警備業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年11月20日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社むさしビルクリーナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号

5 落札金額

77,175,000円

6 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

7 入札の公示を行った日

平成19年10月2日

埼玉県告示第九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

清掃及び中央監視業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理

担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年12月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社全日 埼玉県さいたま市浦和区常盤1丁目3番9号

5 落札金額

11,445,000円

6 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

7 入札の公示を行った日

平成19年11月6日

埼玉県告示第九十二号

行田市から行田市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九十三号

川口市から川口市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九十四号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項の規定により、貸金業者の業務の停止を命じたので、次のとおり公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 商号

金商

二 氏名

鈴木 純子

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県本庄市駅南一丁目十三番一号

四 登録番号

埼玉県知事(二)第〇三五七二号

五 登録年月日

平成十七年三月七日

六 業務の停止命令の年月日

平成二十年一月十一日

七 業務の停止の期間

平成二十年一月十二日から平成二十年二月二十五日までの四十五日間

八 業務の停止の範囲

全ての業務(ただし、任意の弁済の受領及び債権の保全行為は除く。)

埼玉県告示第九十五号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項の規定により、貸金業者の業務の停止を命じたので、次のとおり公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 商号

該当なし

二 氏名

白石 和男

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県川口市芝新町十五番十八号  
登録番号

四 埼玉県知事(浦八)第〇〇三一六号

五 登録年月日

平成十七年十一月八日

六 業務の停止命令の年月日

平成二十年一月十一日

七 業務の停止の期間

平成二十年一月十二日から平成二十年二月二十五日までの四十五日間

八 業務の停止の範囲

全ての業務(ただし、任意の弁済の受領及び債権の保全行為は除く。)

埼玉県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三田ヶ谷土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 青木茂雄 羽生市大字三田ヶ谷二五九七番地

同 速水一生 同 一五六九番地

同 久保田栄一 同 七〇六番地

同 栗原光由 同 二八〇番地

同 熊倉博 同 四一四番地

同 平野哲男 同 四三一番地

同 石合武彦 同 弥勒二二九六番地

同 内野恒二 同 喜右工門新田四八〇番地

理事 鈴木定雄 羽生市大字与兵工新田二三四番地

同 漆原正雄 同 日野手新田七〇番地一

同 蓮見勝治 同 常木七七六番地

同 細井甚平 同 三三三番地三

同 荻野隆治 加須市大字大越一〇八三番地一

同 奥沢恒夫 羽生市大字三田ヶ谷一五四二番地

同 名雲美信 同 弥勒一七七二番地

同 早川光夫 同 常木一〇六八番地

二 退任

理事 飯塚正吉 羽生市大字喜右工門新田七八二番地

同 関口昌男 同 三田ヶ谷六八九番地

同 奥沢芳雄 同 同 一四一七番地

同 熊倉博 同 同 四一四番地

同 栗原光由 同 同 二八〇番地

同 小澤光雄 同 同 弥勒九一四番地

同 長島一雄 同 同 一四四二番地

同 笈川一志 同 同 喜右工門新田六九七番地

同 荻野一夫 同 同 与兵工新田九七番地

同 漆原正雄 同 同 日野手新田七〇番地一

同 細井甚平 同 同 常木三三三番地三

同 荻原良夫 同 同 常木一〇六六番地一

同 荻野隆治 加須市大字大越一〇八三番地一

同 奥沢恒夫 羽生市大字三田ヶ谷一五四二番地

同 江森武夫 同 同 常木七九五番地

埼玉県告示第九十七号

平成十九年埼玉県告示第千五百六号で公示した公共測量(二級基準点測量)は、

平成十九年十二月二十日終了した旨測量

計画機関の長である行田市市長岩崎正男から通知を受けたので、測量法(昭和二十

四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第九十八号

測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社長川本得信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構

二 作業種類

公共測量(二級及び三級基準点測量)

三 作業地域

八潮市大字大瀬、伊勢野、古新田及び南川崎の各一部

四 作業期間

平成二十年一月七日から平成二十年六月三十日まで

埼玉県告示第九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一五―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
朝霞市大字宮戸字後耕地七八、七九、八〇―一、八八、八九、九〇、九一―一、九二―一、九二―七、九三―一

三 雨水流出抑制施設の容量  
二八四四・五立方メートル

埼玉県告示第百号

桶川市から桶川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第百一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

鴻巣市三ツ木土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年四月六日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

鴻巣市三ツ木字愛ノ町、字本村の各一部、中井字本村の一部

四 事務所所在地

鴻巣市本町二丁目二番二号

五 設立認可の年月日

平成五年四月六日

六 変更認可の年月日

平成二十年一月二十二日

埼玉県告示第百二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第一項の規定により、次のとおり建築士事務所の登録を取り消したので、公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

平成二十年一月十五日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

一級建築士事務所アクトエム建築工房有限公司  
埼玉県川口市榛松一二〇〇―一

三 処分対象事務所の開設者の名称及び代表者の氏名

アクトエム建築工房有限公司

増淵 修司

四 処分対象事務所の種類  
一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号  
埼玉県知事登録(二)八八八一号

六 監督処分の内容  
事務所登録の取消し

七 監督処分の原因となった事実  
建築士事務所の役員である管理建築士が建築士法第十条第一項の規定により免許を取消されたため

埼玉県告示第百三号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、次のとおり建築士事務所の閉鎖を命じたので、公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

平成二十年一月十五日

二 監督処分を受けた建築士事務所(以下「処分対象事務所」という。)の名称及び所在地

ASFA首藤建築設計室  
埼玉県川口市戸塚四―七―三〇鈴木ビル二階

三 処分対象事務所の開設者の氏名

首藤 裕治

四 処分対象事務所の種類  
一級建築士事務所

五 処分対象事務所の登録番号

埼玉県知事登録(一) 八四四五号

六 監督処分の内容

事務所の閉鎖十一月(平成二十年二月一日から平成二十年十二月三十一日まで)

七 監督処分の原因となつた事実

建築士事務所を管理する建築士が建築士法第十条第一項の規定により懲戒の処分を受けたため

埼玉県告示第四百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十一月二十六日

指令飯整第一七〇〇三六二号

二 検査済証番号

平成二十年一月十五日第九十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字上西ヶ谷六九七番一、同番六、同番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都大田区田園調布南二三番六号 相生産業株式会社

代表取締役 大沢 道博

埼玉県告示第四百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年九月十二日

指令飯整第一八〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十年一月十五日第九十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字西和田字潜谷八八四番一、八八五番六、八八五番七、九〇二番一、九〇二番二、大字成瀬字町谷三七番四、大字大谷字古武ノ山三五二番、字渋沢五六〇番一、五六〇番一地先町水路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県伊勢原市白根五七五番地 大山豆腐株式会社

代表取締役 加藤 圭太郎

埼玉県告示第四百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十一月三十日

指令本整第二一九〇〇〇一二号

二 検査済証番号

平成二十年一月十六日第九十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字阿那志字雷電山一七四一、一七四三、一七四七—一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

徳島県板野郡松茂町豊久字豊久開拓五二四番地

鳴門化学産業株式会社

代表取締役 仁志 佳資

埼玉県告示第四百七号

住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)第十二条第三項

の規定により、次の住宅地造成事業に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 認可番号

平成十三年三月二十七日

指令開指第四四—〇〇四四七号

二 検査済証番号

平成二十年一月十六日第九十八号

三 施行地区又は工区に含まれる地域の名称

日高市横手二丁目一〇〇〇番二(第五—二工区)

四 認可を受けた事業主の住所及び氏名

東京都豊島区南池袋一—一六—一五 西武鉄道株式会社

取締役社長 後藤 高志

埼玉県告示第四百八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

別表のとおり

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部財務課契約担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年11月19日

- 4 落札者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 落札金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
指名競争入札
- 7 入札の公示を行った日  
平成19年9月28日

整理番号	購入等件名及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	(県北B地区) 一式	有限会社戸口工業 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川46番地	109,725,000円
2	(体育施設地区) 一式	株式会社サノオー 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番4号	35,490,000円

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 金明町鳩ヶ谷線

旧新別	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
	川口市大字安行慈林字法印前六四番五地先		八・六〇	二四・四〇	交通安全対策事業
			一〇・九八		

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

路線名	金明町鳩ヶ谷線	供用開始の区間	川口市大字安行慈林字法印前六四番五地先	供用開始の期日	平成二十年一月二十二日	備考	延長二四・四〇メートル
-----	---------	---------	---------------------	---------	-------------	----	-------------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

認定番号	第一号	認定年月日	平成二十年一月十一日	対象区域	日高市大字上鹿山字庚塚六八九番一外九十六筆	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所	飯能県土整備事務所
------	-----	-------	------------	------	-----------------------	---------------------	-----------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県飯能県土整備事務所長

- 一 許可番号 平成十九年六月二十一日 指令飯整第一九〇〇〇五〇号
- 二 検査済証番号

- 一 平成二十年一月十七日 飯整第一九〇〇五三号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 入間郡毛呂山町大字川角字山後一四三三番二
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字川角一三〇四番地二 清水方 慶田 将士

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
 境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域



旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	草加市谷塚上町字東沼田六九番五先地から 同市谷塚上町字東沼田六二番一先地先まで		一九・九〇 二二・〇〇	七五・〇〇	三・四・八 谷塚松原線 街路築造工事
旧			八・六〇 九・七〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	草加市吉町五丁目一三七〇番一先地先から 同市吉町五丁目一一二三番地先まで		二二・〇〇 三二・〇〇	一八〇・九〇	街路整備工事
旧			九・四〇 二五・〇〇		

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 春日部松伏線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	北葛飾郡松伏町大字大川戸字宿通二六六番一地从先から 同郡同町大字大川戸字諏訪原二〇五二番一地从先まで		一一・八〇、 一一・九〇、 一一・三〇、 一一・四〇	一一三二・四〇	自転車歩行車道整備工事
旧					

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	三郷市彦糸二丁目一三四番一地从先から 吉川市大字道庭字井堀向二七六番一地从先まで		一一・〇〇、 一一・〇〇、 一一・〇〇、 一一・〇〇	二七一・五〇	住宅市街地基盤(道路)整備工事
旧					

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		区  間	敷地の幅員 (メートル) 五・八七〇 一一・三二〇 一四・〇〇〇 一七・〇〇〇	延長 (メートル) 二九四・五〇	備  考  地方特定道路改築整備工事による。

埼玉県教委告示第五号

学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

平成二十年一月二十二日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 廃止する技能教育のための施設の名称

学校法人一川学園越生工業技術専門学校(埼玉県入間郡越生町大字上野一七八番地)

二 廃止年月日

平成二十年一月三十一日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)
	埼玉県審判センターホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm